

## 空き家除却の補助について

令和5年度より限度額を増額しました！  
(限度額30万円 → 40万円)

安全で安心な生活及び良好な景観の確保を図るため、老朽化などにより倒壊する恐れのある、危険な空き家の除却に係る費用の一部を補助します。

- 【対象工事】 都市計画区域内の木造住宅で、個人が所有し、国の基準による不良住宅と判断される空き家の除却工事
- 【募集戸数】 5戸
- 【補助金額】 対象工事費の3分の1 (限度額40万円)
- 【提出書類】 所有者の分かる書類、工事の見積書 等
- 【募集期間】 5月8日(月)から5月31日(水)まで
  - ※ 申込み多数の場合は抽選
  - ※ 募集戸数に達しない場合は、引き続き先着順で受け付け
- 【申込方法】 専用用紙に必要書類を添えて、都市計画課へ

### 【お問い合わせ先】

都市計画課：☎ 0773-66-1050、FAX 0773-62-9894  
E-mail: [tokei@city.maizuru.lg.jp](mailto:tokei@city.maizuru.lg.jp)